

様式第6号（第10条関係）

生活道路等の整備に関する事業評価等結果通知書

年 月 日

様

行田市長



年 月 日付けで提出のあった要望書等について、行田市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱に基づき事業評価等を実施した結果、下記のとおりとなりましたので、同要綱第10条の規定により通知します。

記

1 事業評価等の結果

整備の種別	区分（整備区分）	摘要
	ランク (箇所)	

2 留意事項

- (1) 事業化する場合は、別途お知らせします。
- (2) 事業化に至らなかった場合は、事業評価等を行った年度（ 年度）の翌年度から起算して10年間に限り、該当区分に応じてそれぞれ次のとおり取り扱います。
ア Aランク 毎年度、事業化を検討する箇所の選定対象とします。
イ Bランク又はCランク 毎年度、事業化を検討する箇所の選定対象とします（第5条第1項ただし書のときに限る。）。
- (3) Dランクに区分されたときは、事業化を検討する箇所の選定対象となりません（事業化できる見込みはありません。）。
- (4) 要望箇所に係る状況、環境等に変化があった場合は、要望書等の再提出が可能です（この場合は、当該要望書等は新たに提出があったものとして取り扱います。）。